

自己啓発等休業制度の概要

大学等における修学や国際貢献活動を希望する常勤の職員に対し、職員としての身分を保有したまま職務に従事しないことを認める休業制度

1. 休業の事由

- (1) 大学等における修学
国内外の大学（大学に設置される専攻科及び大学院を含む。）の課程に在学してその課程を履修
- (2) 国際貢献活動
 - ・ 独立行政法人国際協力機構が自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動への参加
 - ※ 独立行政法人国際協力機構が実施する「青年海外協力隊」、「シニア海外協力隊」等が該当
 - ・ 国際連合ボランティア計画の要請に応じて参加する外国における活動

2. 対象となる職員の要件

職員としての在職期間が2年以上あること

3. 休業の期間

- (1) 大学等における修学のための休業 2年（特に必要な場合 3年）
 - ※ 特に必要な場合 大学院の課程で修業年限が2年を超え3年を超えないものに在学してその課程を履修（大学院博士（後期）課程等）
- (2) 国際貢献活動のための休業 3年

4. 休業の請求及び承認

職員が休業を請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、職員の勤務成績、大学等における修学又は国際貢献活動の内容その他の事情を考慮した上で承認・不承認を決定

5. 休業の効果

身分は保有するが職務に従事せず（定員外）、給与は非支給

6. 復帰後の給与等の取扱い

- (1) 俸給の復職時調整 部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲で調整が可能
- (2) 退職手当の在職期間の取扱い 休業期間の全期間除算（大学等における修学又は国際貢献活動の内容が、公務の能率的な運営に特に資するものと認められる場合等は休業期間の1/2を除算）